2026年8月4日
アニものづくりアワード事務局

「アニものづくりアワード」ロゴ・名称使用ルールについて

【使用ルール】

◆「アニものづくりアワード」を入賞（グランプリ、金、銀、銅、特別賞）またはノミネートされた企業・団体は、自社の公式サイトおよびプレスリリース、公式SNS 等にその旨を記載することができます。※事前申請は不要です。

◆その際、当アワードの名称である「京都アニものづくりアワード2026」または「アニものづくりアワード」をご記載ください。

◆入賞した企業・団体は、アワードロゴ受賞ロゴを、公式サイトおよびプレスリリース、公式SNS 等で使用いただけます。受賞日より２年間使用することができます。使用は無料です。※事前申請は不要ですが、管理上事後にご一報くださいませ。

◆商品パッケージ、広告物（CM、チラシ、WEB バナー、カタログ等）などでロゴおよび名称を商業使用する際は、必ず事前に事務局にご相談ください。

【アワードロゴ】

ノミネートされた企業、受賞された企業のいずれもお使いいただけます。※事前申請は不要

【アワード受賞ロゴ】

各２パターンがあり、選択可能です。受賞された企業で、かつ該当する賞のロゴのみを使用いただけます。受賞日より２年間使用可能、使用は無料です。※事前申請は不要

【注意事項】

「アニものづくり」および「アニものづくりアワード」のロゴ、名称について、以下の使用方法は禁止とさせていただきます。

・商品名、組織名等の一部、または全部として使用すること。
・イベントおよびセミナー等の名称の一部、または全部として使用すること。
・そのほか当事務局が不適切として判断したもの。

2017 年 2 月 20 日制定　2026 年 8 月 4 日改定

【本件に関するお問合せ先】

アニものづくりアワード実行委員会 事務局

info@animono.jp